

令和4年度
浜松市中小事業者等グリーントランスフォーメーション
支援補助金制度のご案内
(補助金募集要領)

令和5年1月5日時点

問い合わせ先
浜松市中小事業者等グリーントランスフォーメーション支援補助金事務局 (TEL) 0570-059-055 (平日9:30~17:00 土・日・祝祭日、年末年始を除く)

浜松市中小事業者等グリーントランスフォーメーション支援補助金募集要領

1 目的

原油価格や物価高騰の影響によるコスト増に直面している中小事業者が、本補助金を利用し、コスト削減及び省エネルギーにつながる製品等を購入することで、中小事業者によるカーボンニュートラル対応に対する今後の取り組みを促すことを目的とする。また、再生可能エネルギー活用型電気契約の料金プラン（以下、「再エネ型電気契約」）に加入し、カーボンニュートラル対応に取り組む中小事業者に対し、支援金を交付することにより、これまでのカーボンニュートラル対応を支援することを目的とする。

2 制度概要

支援メニューNo1～No6

No	支援メニュー	取組事例	補助率	補助上限額	合計補助下限額	補助対象者
1	CO ₂ 排出量等の見える化	温室効果ガス排出量診断、空調等配管のエア漏れ点検等	10/10	20万円	-	全産業の市内中小事業者及び個人事業主 (注4)
2	LED等導入	照明LED化、照明の人感センサ取り付け等	10/10	50万円	5万円 (注2)	
3	設備更新・省エネ機器導入	老朽化した空調機の更新、省エネ機器の導入等	2/3	200万円 (注1)	10万円 (注3)	認定農業者又は認定新規就農者 (注5)
4	農業用省エネ技術等導入	ヒートポンプ、トラクター、スピードスプレヤー等				F S C 認証取得事業体等 (注6)
5	林業用省エネ技術等導入	チェンソー、刈払機、運材車、集材ウインチ機等				水産業協同組合正組合員 (注7)
6	水産業用省エネ技術等導入	環境保全型ガソリン、水産船外機関、水産電子機器関係（魚群探知機、漁業用ソナー等）				

(注1) 事前申請で1件につき300万円以上(税抜)を購入する場合は、原則として2社以上の見積書を補助金交付申請書(第2号様式)に添付すること。

(注2) 1回の申請におけるNo2の補助金申請額が5万円以上であること。

(注3) 1回の申請におけるNo3～No6の補助金申請額の合計が10万円以上であること。

(注4) 「浜松市内に施設等を有する中小企業者」「浜松市内に住所及び施設等を有する個人事業主であって、主たる収入を個人事業主としての事業から得ている者」「浜松市内に施設等を有する、市長が別に定める団体等」を対象とする。

(注5) 浜松市の認定を受けた、又は浜松市を含む認定を受けた認定農業者又は認定新規就農者のうち、「収入保険」「施設園芸セーフティネット構築事業」「配合飼料価格安定制度」のいずれかに加入又は加入することが見込まれる者。なお、これらに該当する場合、浜松市内に住所を有していない場合においても対象とする。

(注6) 市内に住所及び施設等を有するF S C 認証取得事業体と自ら市内にF S C 認証林を所有する林業者(F S C 認証林の経営・整備及び伐採から搬出までを行っている者)。なお、F S C 認証林所有林業者は、浜松市内に住所を有していない場合においても対象とする。

(注7) 浜松市在住で、市内に施設等を有する水産業協同組合の正組合員のうち、漁船保険、漁業経営セーフティネット構築事業のいずれかに加入又は加入することが見込まれるもの。

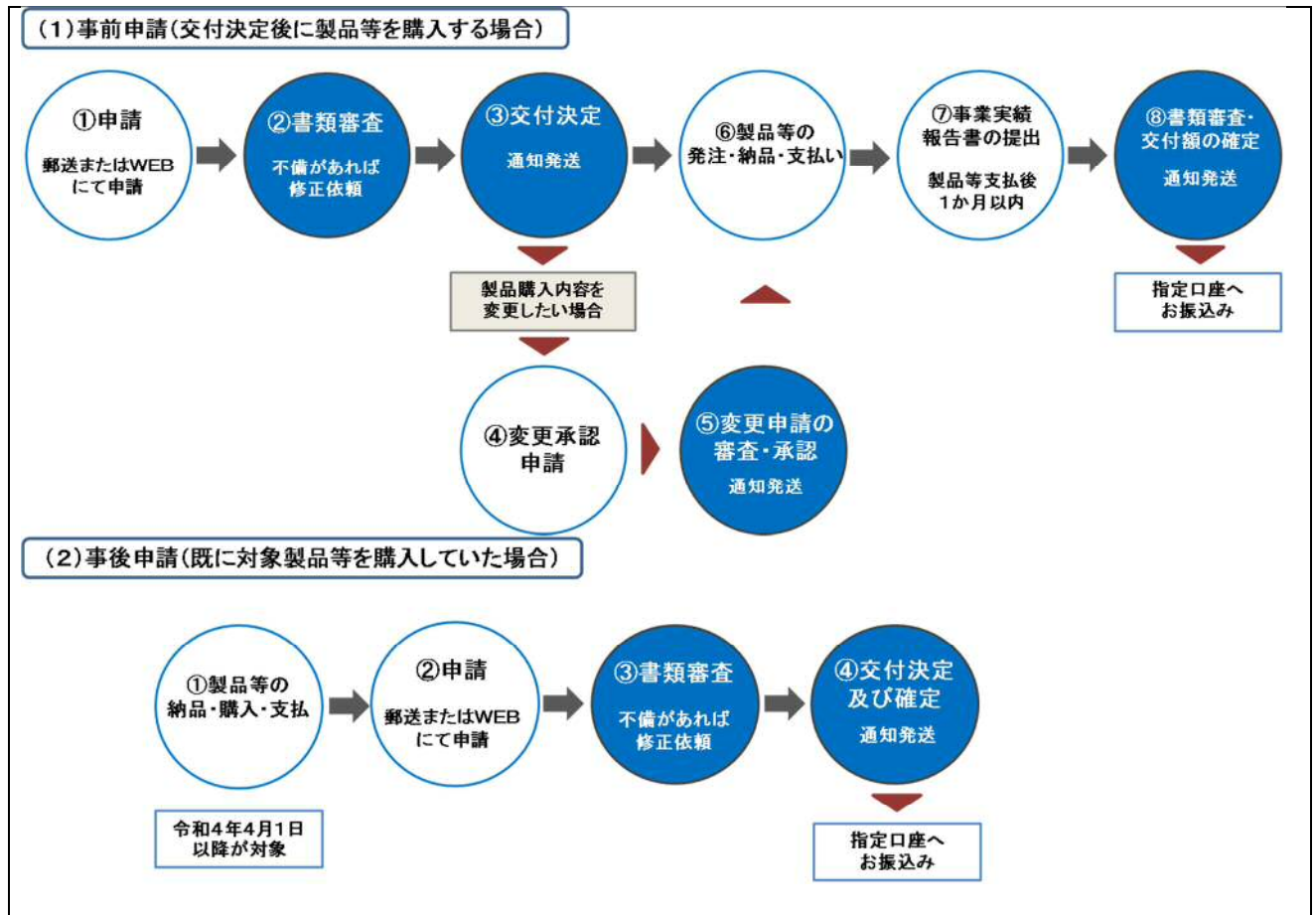
(注8) 補助対象は税抜き金額とする。

支援メニューNo7

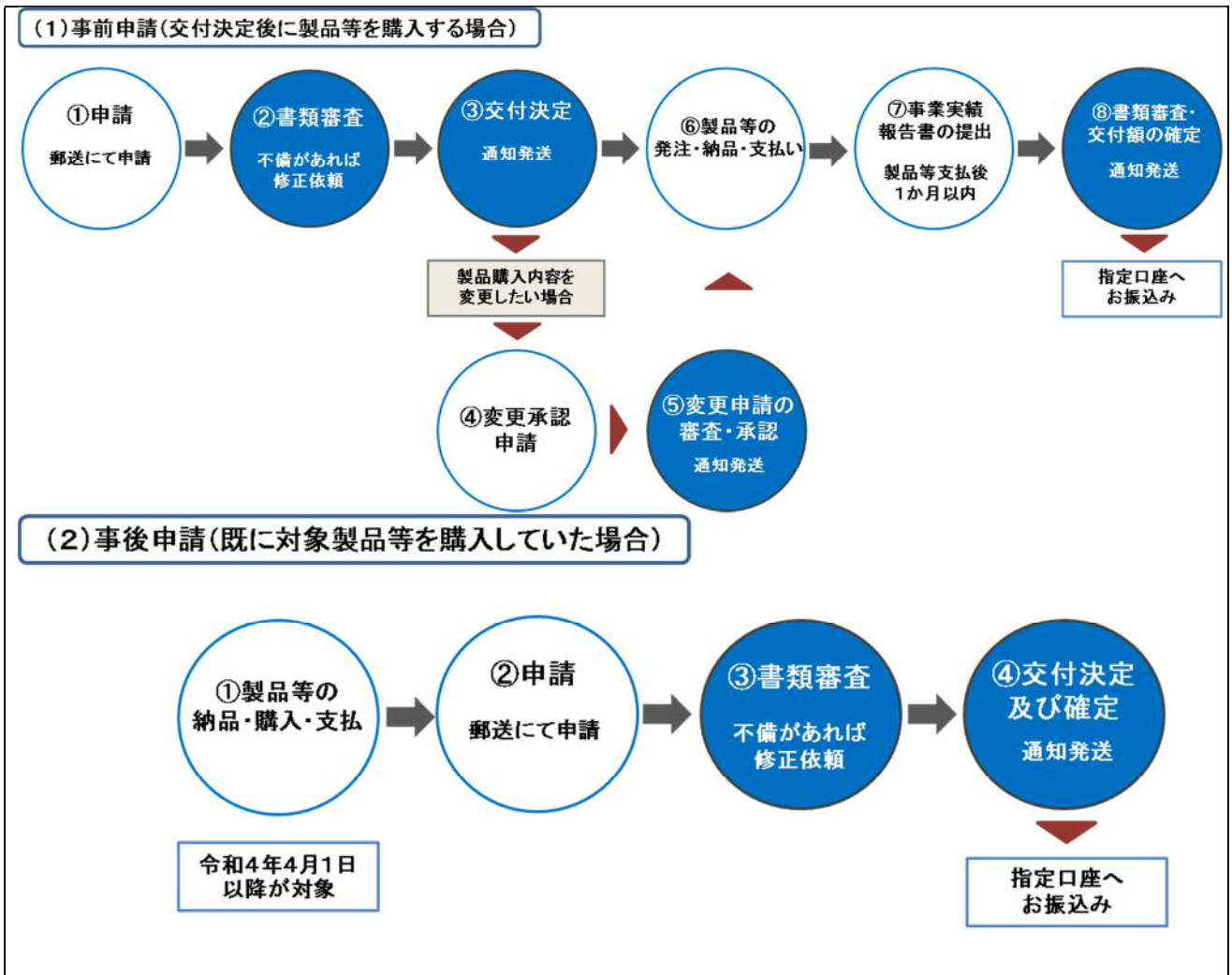
No	支援メニュー	補助額	補助額上限	対象者
7	再エネ型電気契約	再エネ型電気契約に伴う1 kWh当たりの加算額×使用した電気量(kWh)×1/2	低圧電力 264千円 高圧電力 1,320千円	申請日時点において再エネ型電気契約を締結している中小事業者

3 申請の流れ

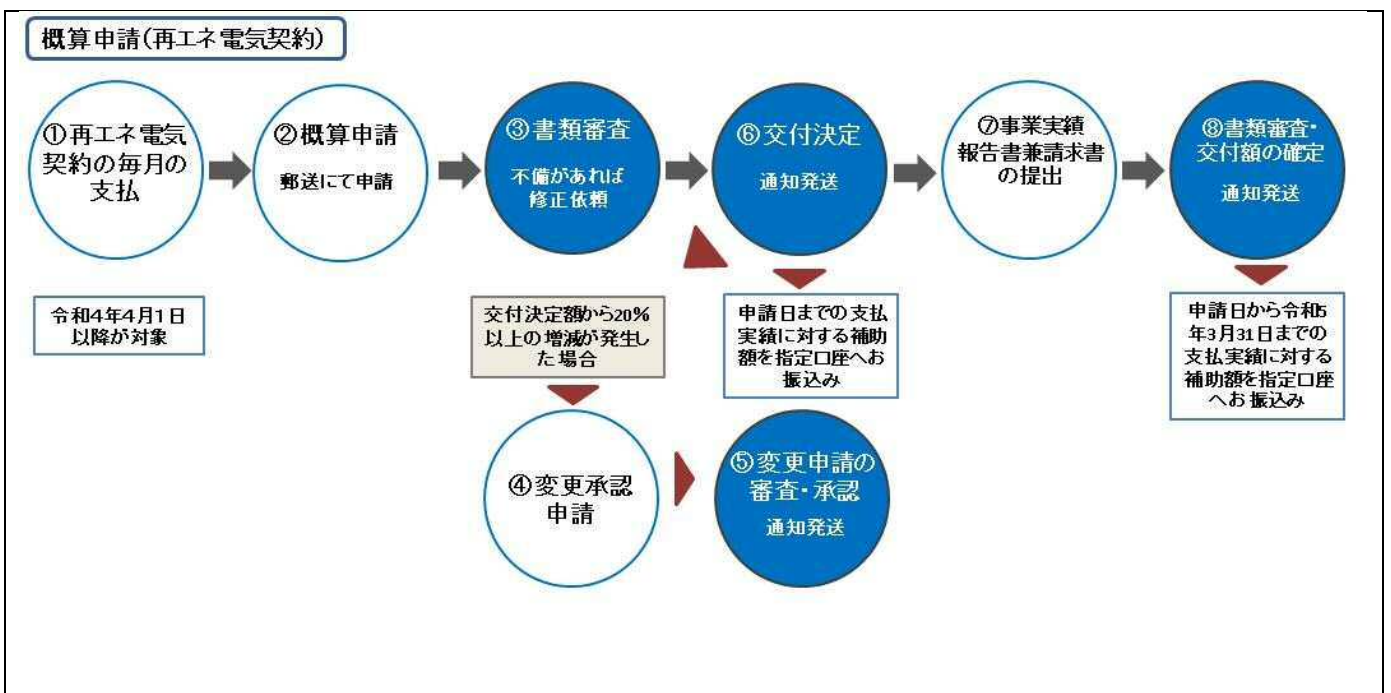
支援メニューNo1～5



支援メニューNo6



支援メニューNo7



4 申請受付期間及び補助対象期間

支援メニューNo1～5（予算上限に達したため12月4日をもって受付終了しました）

申請種別	補助対象期間	申請受付期間
(1) 事前申請	補助金交付決定日～令和5年9月30日（注1）	令和4年9月15日～ 令和4年12月28日 令和4年12月4日
(2) 事後申請	令和4年4月1日～ 令和4年12月28日 （注2）	令和4年9月15日～ 令和4年12月28日 令和4年12月4日

（注1）事前申請の場合は、原則として補助金交付決定日以降に「発注」を行い令和5年9月30日までに「納品（設置）及び支払」が行われた対象製品等が補助対象となります。なお、申請の状況によっては、交付申請から交付決定までの間に数週間お時間をいただく場合がございます。

（注2）事後申請の場合は、令和4年4月1日から~~令和4年12月28日~~令和4年12月4日の間に「納品（設置）及び支払」が行われた対象製品等が補助対象となります。

支援メニューNo6

申請種別	補助対象期間	申請受付期間
(1) 事前申請	補助金交付決定日～令和5年9月30日（注1）	令和4年12月1日～令和5年1月31日
(2) 事後申請	令和4年4月1日～令和5年1月31日（注2）	令和4年12月1日～令和5年1月31日

（注1）事前申請の場合は、原則として補助金交付決定日以降に「発注」を行い令和5年9月30日までに「納品（設置）及び支払」が行われた対象製品等が補助対象となります。なお、申請の状況によっては、交付申請から交付決定までの間に数週間お時間をいただく場合がございます。

（注2）事後申請の場合は、令和4年4月1日から令和5年1月31日の間に「納品（設置）及び支払」が行われた対象製品等が補助対象となります。

※ 支援メニューNo6の申請については、令和4年12月1日より新たに追加したことを踏まえ、No6申請前に支援メニューNo1～No5を既に申請済みの場合（以下「申請済分」）であった場合であっても、当該申請済分の交付決定通知を待たず、支援メニューNo6を申請できることとする。なお、No6申請前に支援メニューNo3～5を申請していた場合（以下「No3等申請済分」）における支援メニューNo6の申請額上限は、200万円（税別）から「No3等申請済分」申請額を控除した額とする。

支援メニューNo7（概算申請のみ）

申請種別	対象期間 （再エネ型電気の使用期間）	申請受付期間
概算申請	令和4年4月1日～令和5年3月31日	令和4年12月1日～令和4年12月28日

※支援メニューNo7の申請については、令和4年12月1日より新たに支援メニューとして追加したことを踏まえ、No7申請前に支援メニューNo1～No5を既に申請済みの場合（以下「申請済分」）であった場合であっても、申請済分の交付決定通知を待たず、支援メニューNo7を申請できることとします。

申請時点で使用電力量が確定している月分までの補助額合計を指定された口座に支払い、残りは令和5年4月以降に使用電力量が確定した後に補助額を確定して指定された口座に支払います。

申請額が予算の上限に達した等の理由により、申請受付期間内であっても申請受付を締め切る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5 補助対象者

補助対象者は、浜松市内で現に事業を営んでいる者で、以下の①～③のいずれかに該当し、かつ④～⑧を全て満たすことが要件となります。

① 浜松市内に施設等(注1)を有する中小企業者(注2)

(注1)「施設等」とは、店舗・工場・事務所・支店・圃場・森林等のこと

(注2)以下の表における資本金又は従業員のうちどちらかの基準を満たすこと

業種（主たる事業として営む事業）	資本金	従業員※
製造業、建設業、運輸業、農林漁業、その他の業種	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※ 「従業員」には事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない

② 浜松市内に住所及び施設等を有する個人事業主であって、主たる収入を個人事業主としての事業から得ている者

③ 浜松市内に施設等を有する、市長が別に定める団体等(注3)

(注3) 農業協同組合法・森林組合法・水産業協同組合法に基づいて設立された法人

農業協同組合法・森林組合法・水産業協同組合法に基づいて設立された法人の例：
 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、水産業協同組合（漁業協同組合を含む）

④ 申請時点において営利を目的とした事業を営んでおり、申請後1年間は当該事業を営む予定があること。

⑤ 購入する製品・サービス等は、浜松市内の施設等に設置又は施設等において使用すること。

⑥ 市税を滞納していない者。

⑦ 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

⑧ 下記ア～クのいずれにも該当しないこと。

ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者

イ) 政治団体

ウ) 宗教上の組織又は団体

エ) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

オ) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

カ) 暴力団員等と密接な関係を有する者

キ) エ～カに掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他団体

ク) ア～キに掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

6 補助対象事業

対象となる支援メニュー別の主な有料診断及び製品等は以下のとおりです。

No	支援メニュー	取組事例
1	CO ₂ 排出量等の見える化	(1) 温室効果ガス排出量に関する有料診断 (2) 空調等配管のエア漏れ点検に関する有料診断 (3) その他、自社のCO ₂ 排出量、使用電気量等に関する有料診断
2	LED等導入	(1) LED製品全般 (2) 照明の人感センサ
3	設備更新・省エネ機器導入	(1) 「先進的省エネルギー投資促進支援事業(C)設備導入事業」(経産省)において対象設備として公表され、省エネ効果が期待される製品等 【具体例】 ・高効率コージェネレーション、高効率空調、高性能ボイラ、産業用モータ、変圧器、冷凍冷蔵設備等 (2) 省エネラベル・統一省エネラベル・簡易版統一省エネラベル・カーボン・オフセット認証ラベル等が表示され、省エネ効果が期待される製品等  【具体例】 ・事業所用電気冷蔵庫、ガス温水機器、エコキュート、エアコン等
4	農業用省エネ技術等導入	(1) 園芸施設及び畜舎等へ設置する省エネルギー又はランニングコストの低減に資する装置・機械等の導入又は更新 ・高効率暖房機、ヒートポンプ、木質ペレットボイラー、複合環境制御装置(制御盤で制御を行う装置に限る)、環境モニタリング装置、排熱回収装置、加温機ダクト、循環扇、換気扇等 ※太陽光や太陽熱利用設備、蓄電池の設置、カーテン・被覆材等の「資材」の購入は対象外 (2) 圃場の耕耘、播種、定植、栽培管理、収穫、収穫物の調整、貯蔵、出荷等で使用する省エネルギー又はランニングコストの低減に資する農業用動力機械等の導入又は更新 ・コンバイン、トラクター、運搬車、薬剤散布機、動力噴霧機、肥料散布機、管理機、移植機、フォークリフト、バックホウ、ホイールローダー(農畜産業用に使用する機械に限る)、防霜ファン、洗浄機、皮剥機、選果機・色彩選別機、製函機、包装機、保冷库等 (3) 農業用動力機械へ取り付けて使用する省エネルギー又はランニングコストの低減に資する付属装置(アタッチメント)の導入又は更新 ・トラクターに取り付けて使用する各種アタッチメント(例:肥料散布機、畝立て機、草刈機等) ※農業用動力機械の修繕や「消耗品」「部品(パーツ)」等の交換は対象外(例:トラクターの刃の交換は対象外)
5	林業用省エネ技術等導入	(1) 林業機械の導入及び更新 チェーンソー、刈払機、ブローア等、その他森林整備及び木材生産、木

		<p>材加工等に使用する機械で導入・更新することでコスト削減や省エネルギー化に資する機械</p> <p>(2) 林業用運搬機械の導入及び更新 集材用トラクター、運材車等、その他木材や木材製品の運搬に使用する機械で、導入・更新することでコスト削減や省エネルギー化に資する機械</p> <p>(3) 付属装置の導入及び更新 集材ウインチ機、ソーチェン、チップソー等、その他林業機械や林業用運搬機械のうち コスト削減や省エネルギー化に資する付属装置</p>
6	水産業用省エネ技術等導入	<p>(一社) 海洋水産システム協会による水産用形式認定基準に合格した水産業用エネ技術等導入。対象機器等の型番等は、同協会のHPにて確認可能。</p> <p>(1) 環境保全型船外機等のエンジン、水産電子機器関係（魚群探知機、漁業用ソナー、漁労情報プロッタ装置、漁船用GPS受信機など）等。</p> <p>(2) 温水ボイラー、揚水ポンプ機、養殖用水車及び付随するモーター、非常用発電機、循環ろ過措置、高濃度気体置換溶解装置、フォークリフト、油圧ショベル、運搬車、草刈り機等、その他養殖池の整備に使用する機械で導入・更新することでコスト削減や省エネルギー化に資する機械が対象となる。</p>
7	再エネ型電気契約	申請日時点において、再エネ型電気契約に加入し、カーボンニュートラル対応を行っていること。

7 補助対象外事業

- ① 浜松市・県・国における別の補助事業や助成事業の支援を受けている取組は、重複して本補助金による支援を受けることはできません。
- ② ①が発覚した場合、交付決定後であっても採択の取消等を行うことがあります。

8 補助対象外経費

- ① 事業所等の事業運営に要する経費

経費区分	事例
人件費等	役員報酬、給料、雑給、賞与、退職金、法定福利費、福利厚生費、光熱水費、人件費、保険料、振り込み手数料
不動産・地代家賃	土地・建物の購入料、賃貸料
車両	購入料、賃貸料

- ② 事業実施に際し、必要と認められない物品等の購入経費、役務の提供に係る経費

経費区分	事例
教育研修費	セミナー受講料
	会員制コミュニティサービス（オンラインサロン）参加費
通信費	固定電話使用料、携帯電話使用料
登録料、利用料、手数料	会議室等の使用料
販売促進費	キャンペーン費用、ノベルティ
旅費交通費	従業員等の旅費
備品、消耗品等の物品購入	スマートフォン、スマートウォッチ等ウェアラブルデバイス

	検温機器
新聞図書費	デジタル化を検討するための専門書購入
役務費	臨時雇い賃金、派遣社員派遣料
	通信運搬費等
公租公課等	消費税及び地方消費税等、収入印紙

- ③ 中古の製品、設備、機械等の購入経費
- ④ 補助対象者が浜松市内で営む事業のみに用途を特定できないもの(例：事務用のパソコン、プリンタ、自動車等車両、タブレット端末 等)
- ⑤ その他、コスト削減や省エネ効果が認められない物品等の購入経費等

9 交付の条件

以下の各項目を遵守いただくことが交付の条件となります。

- ① 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、予め市長の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- ② 補助金を当該補助事業以外の目的に使用しないこと。
- ③ 補助事業により取得した財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定められている耐用年数等を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸付し、担保に供し、取り壊しまたは廃棄しないこと。定められた期間内において取得した財産等を処分しようとするときには、予め市長の承認を受けること。
- ④ 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 10 年間保管しておくこと。
- ⑤ 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- ⑥ 補助事業者は、規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、浜松市補助金交付規則（以下「規則」という）第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- ⑦ 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合があることを承知しておくこと。

10 申請方法等

(1) 申請方法

郵送又はWEBを利用した電子申請のいずれかにより申請して下さい。なお、支援メニューNo6～7については、郵送のみの申請となります。また、密集を避ける観点から、市役所及び事務局窓口への持参はご遠慮下さい。

① 郵送

可能な限り簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法でご郵送下さい。なお、以下のとおり記載いただかないと事務局に届かない旨、郵便局より指示がありましたので、記載漏れのないよう、お願い致します。

【宛先】

〒450-8799

名古屋西郵便局 (〒430-8652 静岡県浜松市中区元城町103-2)

浜松市中小事業者等グリーントランスフォーメーション支援補助金事務局

TEL 0570-059-055

② WEB (支援メニューNo6～7を含む申請を行う場合、WEBサイトによる申し込みは出来ません。郵送にてお申し込みください。)

浜松市公式ホームページに掲載している申請フォームもしくは以下のQRコードよりご申請下さい。

1) 事前申請の場合

URL <https://logoform.jp/form/Savd/146005>

QRコード



2) 事後申請の場合

URL <https://logoform.jp/form/Savd/149911>

QRコード



(2) 郵送で申請される際の様式入手方法

様式は以下より入手できます。

① 浜松市公式ホームページの以下のページからダウンロードできます。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyosomu/gx.html>

② 申請書希望者への郵送

申請書希望者へ様式を郵送いたしますので、事務局までご連絡下さい。

(3) 申請書類 (別表1) 申請書類 参照)

申請には別表1の書類がそれぞれ必要となります。WEB申請の場合は同じ項目を入力して下さい。また、添付書類は該当部分をスキャナ又は写真で取り込み、送信して下さい。

1 1 支給の決定・支給の取消・不支給の通知

(1) 支給の時期

申請書類の内容を審査し、適当と認められた後、順次支給します。交付金額については、交付決定通知及び確定通知によりご確認ください。

(2) 支給の取り消し

必要に応じて対象事業等の実態について報告や検査を求めることがあります。支給の決定後、申請要件に当てはまらない事実や不正受給が発覚した場合は交付決定及び確定を取り消します。その場合、補助金を返金していただくとともに加算金をお支払いいただきます。

(3) 不支給の通知

審査の結果、補助対象要件を満たしていない場合に、不交付決定通知書（第6号様式）を送付します。なお、市税の納税状況の確認を実施した結果、未払いとなっている市税がある場合で、すみやかに未納が解消されない場合は不支給となる場合があります。

1 2 事業の中止

補助事業者が補助事業を中止しようとする場合は、事業中止届（第12号様式）を提出して下さい。

1 3 事前申請又は概算申請の場合の留意点

(1) 補助事業の変更等

事前申請又は概算申請により交付の決定を受けた後、補助事業の内容や経費の配分を変更する場合（経費の20パーセント未満の変更である場合を除く。）は、事業実績報告書（第9号様式）（概算申請の場合は事業実績報告書（No.7申請用）（第17号様式））を提出する前に、補助事業変更承認申請書（第7号様式）（概算申請の場合は補助事業変更承認申請書（No.7申請用）（第16号様式））を提出して下さい。経費の配分を変更する場合の対応方法は、以下のとおりです。

購入予定の製品等(注)を変更する場合	<ul style="list-style-type: none">・原則として、事業中止届（第12号様式）を提出いただいた後、改めて交付申請を行っていただきます。・購入予定の製品等が販売中止になった等、やむを得ない理由で購入予定の製品等を同等品に変えたい場合は、事前にご相談下さい。
購入予定の製品等が変わらない場合	<ul style="list-style-type: none">・補助額が補助金の交付決定額から変わらない場合や、補助金の交付決定額に対し20パーセント未満の減額にとどまる場合は、手続き不要です。・補助金の交付決定額に対し20パーセント以上の減額となる場合は、「補助事業変更承認申請書」（第7号様式）（概算申請の場合は補助事業変更承認申請書（No.7申請用）（第16号様式））の提出が必要となります。・やむを得ない理由で補助対象事業費が増額し、交付決定額からの補助額の増額を希望する場合は、「補助事業変更承認申請書」（第7号様式）（概算申請の場合は補助事業変更承認申請書（No.7申請用）（第16号様式））の提出が必要となります。ただし、予算の関係上、希望通りの増額が認められるとは限りません。事前にご相談下さい。

(注)対象製品の型番が変更となる場合も含まれます。

(2) 実績報告

事前申請又は概算申請により交付の決定を受けた申請者は、補助事業完了後1か月以内に事業実績報告書（第9号様式）（概算申請の場合は事業実績報告書（No.7申請用）（第17号様式））

を提出して下さい。 **別表2** 実績報告書類一覧 参照

(3) 補助金額の確定と補助金の支払い

補助金額の確定は、事業実績報告書（第9号様式）（概算申請の場合は事業実績報告書（No.7申請用）（第17号様式））の審査完了後、補助金交付額確定通知書（第10号様式）を送付します。

補助金の支払いは、補助金交付額確定通知書または補助金交付額決定兼概算払承認通知書送付後、補助金交付申請書（第2号様式）（概算申請の場合は補助金交付申請書及び概算払承認申請書（第14号様式））にご記入いただいた口座に振り込まれます。

別表Ⅰ 申請書類一覧

① 中小企業者（又は市長が別に定める団体等）が事前申請する場合

1	申請書	<p>(1) 補助金交付申請書（第2号様式） (2) 事業計画書（第3号様式） (3) 見積書（1件につき300万円以上（税抜）を購入する場合は、原則として2社以上）</p> <p>※事後申請を見込んで発注し、その後、納品の遅延等により、補助対象期間内の「納品（設置）及び支払」が見込めなくなった場合は、発注内容が分かる資料</p>
2	浜松市内に施設等を有し、営業実態を確認できる書類	<p>(1) 法人税確定申告書〔別表1・法人事業概況説明書〕の写し ※提出できない場合（創業1年未満等）、本補助金の対象・条件に該当していることが分かる書類 (2) その他事業実態が確認できるもの（会社パンフレット等）</p>
3	納税関係書類	<p>(1) 特別徴収義務者指定通知書（写）または未実施理由書 (2) 浜松市に納税義務のない方が申請する場合、納税地での市町村税の全ての税目に関する納税証明書（写）又は完納証明書（写）（該当する場合のみ） (3) 市税の徴収の猶予もしくは換価の猶予を受けている場合、市長名義の市税徴収猶予承認通知書（写）等（該当する場合のみ）</p>
4	支援メニュー4（農業用省エネ技術等導入）を申請する際の追加書類	<p>(1) 農業経営改善計画認定書の写し（認定農業者の場合）又は青年等就農計画認定書の写し（認定新規就農者の場合）。 (2) 「収入保険」、「施設園芸セーフティネット構築事業」、「配合飼料価格安定基金」のいずれかへ加入済であることを証明する書類（上記制度へ加入済の場合のみ）</p> <p>※提出できない場合（加入申込中等）、実績報告時に上記のいずれかへ加入済であることを証明する書類又は具体的に加入手続きを進めていることが分かる書類（受付済の加入申込書の写し等）の提出が必要。</p> <p>※「支援メニュー4」のみの申請の場合は、「2 浜松市内に施設等を有し、営業実態を確認できる書類」は不要であり、1、3、4の書類の提出でよい。</p>
5	支援メニュー5（林業用省エネ技術等導入）を申請する際の追加書類	<p>(1) F S C 認証取得事業体（中小企業者、森林組合）の場合：「F S C 登録証明書」の写し</p>
6	支援メニュー6（水産業用省エネ技術等導入）を申請する際の追加資料	<p>(1) 市内に施設を有する水産業協同組合の正組合員である証明書 (2) 漁船保険または、漁業経営セーフティネット構築事業に加入している証明書</p> <p>※補助金申請時に未加入の場合は、実績報告時に加入手続きに関する書類等の写し。</p>

② 中小企業者（又は市長が別に定める団体等）が事後申請又は概算申請（支援メニュー7に限る。）する場合

1	申請書	<p>(1) 補助金交付申請書（第1号様式）又は補助金交付申請書及び概算承認申請書（第14号様式）（支援メニュー7に限る。）</p> <p>(2) 補助金の対象となる製品等を浜松市内の施設等に設置したことが分かる写真（支援メニュー2～6の場合）</p> <p>(3) 補助対象経費を支出したことを証する書類</p> <p>※領収書、レシート、通帳の写し、クレジットカードの利用明細等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、申請者と同一名の宛名が記載されていること ・補助対象経費の支出日、単価や個数等が分かるよう、組み合わせて提出することも可能 ・代金の一部を補助対象外となる方法（特典ポイントによる支払等）で支払った場合は、その金額及び内訳が分かる書類を添付すること
2	浜松市内に施設等を有し、営業実態を確認できる書類	<p>(1) 法人税確定申告書〔別表1・法人事業概況説明書〕の写し</p> <p>※提出できない場合（創業1年未満等）、本補助金の対象・条件に該当していることが分かる書類</p> <p>(2) その他事業実態が確認できるもの（会社パンフレット等）</p>
3	納税関係書類	<p>(1) 特別徴収義務者指定通知書（写）または未実施理由書</p> <p>(2) 浜松市に納税義務のない方が申請する場合、納税地での市町村税の全ての税目に関する納税証明書（写）又は完納証明書（写）（該当する場合のみ）</p> <p>(3) 市税の徴収の猶予もしくは換価の猶予を受けている場合、市長名義の市税徴収猶予承認通知書（写）等（該当する場合のみ）</p>
4	支援メニュー4（農業用省エネ技術等導入）を申請する際の追加書類	<p>(1) 農業経営改善計画認定書の写し（認定農業者の場合）又は青年等就農計画認定書の写し（認定新規就農者の場合）。</p> <p>(2) 「収入保険」、「施設園芸セーフティネット構築事業」、「配合飼料価格安定基金」のいずれかへ加入済であることを証明する書類又は具体的に加入手続きを進めていることが分かる書類（受付済の加入申込書の写し等）</p> <p>※「支援メニュー4」のみの申請の場合は、「2 浜松市内に施設等を有し、営業実態を確認できる書類」は不要であり、1、3、4の書類の提出でよい。</p>
5	支援メニュー5（林業用省エネ技術等導入）を申請する際の追加書類	<p>(1) F S C 認証取得事業体（中小企業者、森林組合）の場合：「F S C 登録認証書」の写し</p>
6	支援メニュー6（水産業用省エネ技術等導入）を申請する際の追加書類	<p>(1) 市内に施設を有する水産業協同組合の正組合員である証明書</p> <p>(2) 漁船保険または、漁業経営セーフティネット構築事業に加入している証明書</p> <p>※補助金申請時に未加入の場合は、実績報告時に加入手続きに関する書類等の写し。</p>

7	<p>支援メニュー7 (再エネ型電気契約) を申請する際の追加書類</p>	<p>(1) 再エネ型電気契約に加入しており、契約業者名(提供者)・契約メニュー名・契約者名・電力区分・契約電力の使用住所が分かる書類 (2) 「実績」にて申請した各月の、使用kWh数及び再エネ型電気契約加入に際し加算された1kWhあたりの加算額が分かる書類 (3) 「実績」にて申請した各月の使用料の支払いを行ったことが分かる書類(領収書等)なお、領収書により(1)及び(2)の内容が分かる場合は、(1)及び(2)の提出は不要。</p>
---	---	---

③ 個人事業主が事前申請する場合

1	申請書	<p>(1) 補助金交付申請書 (第2号様式)</p> <p>(2) 事業計画書 (第3号様式)</p> <p>(3) 見積書 (1件につき300万円以上 (税抜) を購入する場合は、原則として2社以上)</p> <p>※事後申請を見込んで発注し、その後、納品の遅延等により、補助対象期間内の「納品 (設置) 及び支払」が見込めなくなった場合は、発注内容が分かる資料</p>
2	浜松市内に在住・市内に施設等を有し、営業実態を確認できる書類	<p>(1) 運転免許証両面(写)、パスポート(写)、住民票(写) (3か月以内に発行されたもの) のうちいずれか</p> <p>(2) 所得税確定申告書B [第1表・第2表] の写し</p> <p>※提出できない場合 (創業1年未満等)、本補助金の対象・条件に該当していることが分かる書類</p> <p>-----</p> <p>【林業者の場合】</p> <p>(1) 浜松市内に施設等を有していることを証明する書類 (例) 登記簿(写)、立木の伐採証明書(写)、伐採及び伐採後の造林計画の適合通知書(写)等</p> <p>(2) 事業実態があることが確認できる書類 (例) 所有森林から木材を生産したことが分かる書類 (出荷伝票(写)、売上伝票(写)、納品書(写)等で過去2年以内のもの)</p>
3	納税関係書類	<p>(1) 特別徴収義務者指定通知書 (写) または未実施理由書</p> <p>(2) 浜松市に納税義務のない方が申請する場合、納税地での市町村税の全ての税目に関する納税証明書 (写) 又は完納証明書 (写) (該当する場合のみ)</p> <p>(3) 市税の徴収の猶予もしくは換価の猶予を受けている場合、市長名義の市税徴収猶予承認通知書 (写) 等 (該当する場合のみ)</p>
4	支援メニュー4 (農業用省エネ技術等導入) を申請する際の追加書類	<p>(1) 農業経営改善計画認定書の写し (認定農業者の場合) 又は青年等就農計画認定書の写し (認定新規就農者の場合)。</p> <p>(2) 「収入保険」、「施設園芸セーフティネット構築事業」、「配合飼料価格安定基金」のいずれかへ加入済であることを証明する書類 (上記制度へ加入済の場合のみ)</p> <p>※提出できない場合 (加入申込中等)、実績報告時に上記のいずれかへ加入済であることを証明する書類又は具体的に加入手続きを進めていることが分かる書類 (受付済の加入申込書の写し等) の提出が必要</p> <p>※「支援メニュー4」のみの申請の場合は、「2 浜松市内に施設等を有し、営業実態を確認できる書類」は不要であり、1、3、4の書類の提出でよい。</p>
5	支援メニュー5 (林業用省エネ技術等導入) を申請する際の追加書類	<p>(1) F S C 認証取得事業体 (個人事業主) の場合: 「F S C 登録認証書」の写し</p> <p>(2) F S C 認証取得済林業者 (林業者) の場合: 「所有森林が F S C 認証林であることを証する書類」の写し</p> <p>※ F S C 認証取得済林業者は、浜松市内に住所を有していない場合も対象となる。</p>

6	<p>支援メニュー6 (水産業用省エネ技術等導入)を申請する際の追加書類)</p>	<p>(1) 市内に施設を有する水産業協同組合の正組合員である証明書 (2) 漁船保険または、漁業経営セーフネット構築事業に加入している証明書 ※補助金申請時に未加入の場合は、実績報告時に加入手続きに関する書類等の写し。</p>
---	---	--

④ 個人事業主が事後申請又は概算申請（支援メニュー7に限る。）する場合

1	申請書	<p>(1) 補助金交付申請書（第1号様式）又は補助金交付申請書及び概算払承認申請書（第14号様式）（支援メニュー7に限る。）</p> <p>(2) 補助金の対象となる製品等を浜松市内の施設等に設置したことが分かる写真 （支援メニュー2～6の場合）</p> <p>(3) 補助対象経費を支出したことを証する書類 ※領収書、レシート、通帳の写し、クレジットカードの利用明細等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、申請者と同一名の宛名が記載されていること ・補助対象経費の支出日、単価や個数等が分かるよう、組み合わせて提出することも可能 ・代金の一部を補助対象外となる方法（特典ポイントによる支払等）で支払った場合は、その金額及び内訳が分かる書類を添付すること
2	浜松市内に在住・市内に施設等を有し、営業実態を確認できる書類	<p>(1) 運転免許証両面(写)、パスポート(写)、住民票(写) (3か月以内に発行されたもの) のうちいずれか</p> <p>(2) 所得税確定申告書B〔第1表・第2表〕の写し ※提出できない場合（創業1年未満等）、本補助金の対象・条件に該当していることが分かる書類</p> <hr/> <p>【林業者の場合】</p> <p>(1) 浜松市内に施設等を有していることを証明する書類 (例) 登記簿(写)、立木の伐採証明書(写)、伐採及び伐採後の造林計画の適合通知書(写)等</p> <p>(2) 事業実態があることが確認できる書類 (例) 所有森林から木材を生産したことが分かる書類（出荷伝票(写)、売上傳票(写)、納品書(写)等で過去2年以内のもの</p>
3	納税関係書類	<p>(1) 特別徴収義務者指定通知書（写）または未実施理由書</p> <p>(2) 浜松市に納税義務のない方が申請する場合、納税地での市町村税の全ての税目に関する納税証明書（写）又は完納証明書（写）（該当する場合のみ）</p> <p>(3) 市税の徴収の猶予もしくは換価の猶予を受けている場合、市長名義の市税徴収猶予承認通知書（写）等（該当する場合のみ）</p>
4	支援メニュー4（農業用省エネ技術等導入）を申請する際の追加書類	<p>(1) 農業経営改善計画認定書の写し（認定農業者の場合）又は青年等就農計画認定書の写し（認定新規就農者の場合）。</p> <p>(2) 「収入保険」、「施設園芸セーフティネット構築事業」、「配合飼料価格安定基金」のいずれかへ加入済であることを証明する書類又は具体的に加入手続きを進めていることが分かる書類（受付済の加入申込書の写し等）</p> <p>※「支援メニュー4」のみの申請の場合は、「2 浜松市内に施設等を有し、営業実態を確認できる書類」は不要であり、1、3、4の書類の提出でよい。</p>
5	支援メニュー5（林業用省エネ技術等導入）を申請する際の追加書類	<p>(1) F S C 認証取得事業体（個人事業主）の場合、「F S C 登録認証書」の写し</p> <p>(2) F S C 認証取得済林業者（林業者）の場合、「所有森林がF S C 認証林であることを証する書類」の写し</p> <p>※F S C 認証取得済林業者は、浜松市内に住所を有していない場合も対象となる。</p>

6	支援メニュー6 (水産業用省エネ技術等導入)を申請する際の追加書類)	(1) 市内に施設を有する水産業協同組合の正組合員である証明書 (2) 漁船保険または、漁業経営セーフネット構築事業に加入している証明書 ※補助金申請時に未加入の場合は、実績報告時に加入手続きに関する書類等の写し。
7	支援メニュー7 (再エネ型電気契約)を申請する際の追加書類	(1) 再エネ型電気契約に加入しており、契約業者名(提供者)・契約メニュー名・契約者名・電力区分・契約電力の使用住所が分かる書類 (2) 「実績」にて申請した各月の、使用kWh数及び再エネ型電気契約加入に際し加算された1kWhあたりの加算額が分かる書類 (3) 「実績」にて申請した各月の使用料の支払いを行ったことが分かる書類(領収書等)なお、領収書により(1)及び(2)の内容が分かる場合は、(1)及び(2)の提出は不要。

別表2

事業実績報告書類一覧（事前申請又は概算申請（支援メニュー7に限る。）の場合）

1	事業実績報告書	<p>(1) 事業実績報告書（第9号様式）又は概算申請（支援メニュー7に限る。）の場合は事業実績報告書（No.7申請用）（第17号様式）</p> <p>(2) 補助金の対象となる製品等を浜松市内の施設等に設置したことが分かる写真（支援メニュー2～6の場合）</p> <p>(3) 補助対象経費を支出したことを証する書類（以下、①②の書類）（支援メニュー1～6の場合）</p> <p>①領収書、レシート、通帳の写し、クレジットカードの利用明細等 ※支払日が交付決定年月日～完了年月日（令和5年9月30日以前）の間であること。 ※代金の一部を補助対象外となる方法（特典ポイントによる支払等）で支払った場合はその金額及び内訳が分かる書類も添付すること。</p> <p>②補助対象商品等を購入したことが確認できる書類（請求書・注文書・受注書の写し等） ※原則、申請者と同一名の宛名が記載されていること。</p> <p>(4) 支払先口座が分かる通帳又はキャッシュカードの写し（申請時に未提出の場合）</p>
2	支援メニュー4（農業用省エネ技術等導入）を申請する際の追加書類	<p>(1) 「収入保険」、「施設園芸セーフティネット構築事業」、「配合飼料価格安定基金」のいずれかへ加入済であることを証明する書類又は具体的に加入手続きを進めていることが分かる書類（受付済の加入申込書の写し等）</p> <p>※事前申請時に上記制度のいずれかへ加入済であることを証明する書類を提出していない場合</p>
3	支援メニュー6（水産用省エネ技術等導入）を申請する際の追加書類	<p>(1) 「漁船保険」、「漁業経営セーフティネット構築事業」のいずれかへ加入済であることを証明する書類又は具体的に加入手続きを進めていることが分かる書類（受付済の加入申込書の写し等）</p> <p>※事前申請時に上記制度のいずれかへ加入済であることを証明する書類を提出していない場合</p>
4	支援メニュー7（再エネ型電気契約）を申請する際の追加書類	<p>(1) 「見込み」にて申請した各月の使用kWh数及び再エネ型電気契約加入に際し加算された1kWhあたりの加算額が分かる書類</p> <p>(2) 「見込み」にて申請した各月の使用kWh数及び使用料の支払いを行ったことが分かる書類（領収書等）なお、領収書により（1）の内容が分かる場合は、（1）の提出は不要。</p>

Q & A

1. 補助対象者について

Q 1-1 「浜松市内に施設等を有する」とは？
<ul style="list-style-type: none">・法人：店舗・工場・事務所・支店等の登記が浜松市内にあること。ただし、法人の支店等の登記がされていない場合は、事業実態を確認したうえで判断します。・個人事業主：浜松市内に住民票登録及び店舗・事業所等（圃場・森林等）を有すること。
Q 1-2 個人事業主で、浜松市外に住民票登録があり、事務所が浜松市内にある場合、申請可能か？
<ul style="list-style-type: none">・浜松市内に住民票登録があることを要件としていることから、対象外となります。・ただし、支援メニュー「N o 4」の要件を満たす個人事業主については、「N o 4」に限り、浜松市内に住所を有していない場合においても対象となります。・同様に、支援メニュー「N o 5」の要件を満たす個人事業主については、「N o 5」に限り、浜松市内に住所を有していない場合においても対象となります。
Q 1-3 浜松市内に複数の支店を有している法人だが、支店ごとの申請は可能か？
<ul style="list-style-type: none">・申請窓口を一本化したうえで、1法人として申請して下さい。
Q 1-4 今後、浜松市内で開業を予定しているが、申請可能か？
<ul style="list-style-type: none">・申請時点で開業していることが必要であるため、申請いただく時期は開業後（開業届の提出後）となります。
Q 1-5 浜松市内に住所及び事務所を有する個人事業主が、浜松市外にある別の事務所に設置する目的でLED製品を購入する場合、対象となるか？
<ul style="list-style-type: none">・購入した製品は「浜松市内の施設等に対し、製品等を設置する場合」を要件としていることから、対象外となります。
Q 1-6 自社施設を貸与している場合で、製品等を貸与先に設置する場合、対象となるか？
<ul style="list-style-type: none">・自社施設の貸与を事業としている場合は、対象となります。
Q 1-7 借主が、自社等で賃借している事務所等に設置する目的で購入する場合、対象となるか？
<ul style="list-style-type: none">・貸主と締結している賃貸借契約に抵触しなければ、対象となります。
Q 1-8 「N o 4 農業用省エネ技術等導入」の要件に該当しない農業者、「N o 5 林業用省エネ技術等導入」の要件に該当しない林業者、「水産業用省エネ技術等導入」の要件に該当しない水産漁業者は、本事業を活用できない？
<ul style="list-style-type: none">・「N o 4」「N o 5」「N o 6」には申請できませんが、「N o 1～3」については申請可能です。
Q 1-9 事業継承中の場合、どのように申請すればよいか？
<ul style="list-style-type: none">・申請日時点の代表者名で申請いただきます。・申請書の添付書類に申請者と異なる名前の記載がある場合（見積書を先代が取っていた等）、申請者が申請日時点で代表者であることが分かる資料とともに、その方と申請者との関係が分かる資料を添えて申請して下さい。
Q 1-10 「N o 4」への申請の要件を満たす個人の認定農業者のうち、浜松市内に住所がない方は、「N o 1～3」への申請はできないのか？
<ul style="list-style-type: none">・「N o 1～3」への申請はできません。（「N o 1～3」については個人事業主は浜松市内に住所があることが要件とされているため）この場合、「N o 4」のみ申請可能となります。
Q 1-11 「N o 4」において要件となっている「収入保険」、「施設園芸セーフティネット構築事業」、「配合飼料価格安定制度」とは？
<ul style="list-style-type: none">・収入保険 自然災害や価格低下のみならず、けがや病気による収穫不能や取引先の倒産など、農業者の経営努力だけでは避けられない収入減少を幅広く補償する国の制度です。

・施設園芸セーフティネット構築事業

省エネルギー化に取り組む事業者団体等に対し、農業者と国の拠出により、施設園芸（野菜、果樹、花きの栽培）に要するA重油、灯油の燃油価格が一定以上に高騰した場合に補てん金を交付する国の制度です。

・配合飼料価格安定制度

配合飼料の値上がりによる畜産経営の影響緩和を目的に、加入生産者等から積立金を徴収し、それを財源として配合飼料の値上がりがあった場合に補てん金を交付する国の制度で「(社)全国配合飼料供給安定基金」「(社)全国畜産配合飼料価格安定基金」「(社)全日本配合飼料価格畜産安定基金」の3つの基金により構成されます。

Q1-12 「No4」の要件に手続き中の認定農業者・認定新規就農者は申請可能か？

- ・事前申請の場合、補助金交付申請時に「収入保険」「施設園芸セーフティネット構築事業」「配合飼料価格安定基金」の加入手続きを始めていなくても、所定の方法で加入の意思を示していただければ申請は可能です。ただし、事前申請・事後申請とも、実績報告時には加入済であることを証明する書類又は具体的に加入手続きを進めていることが分かる書類（申込済の加入申込書等）の写しを提出する必要があります。
- ・「認定農業者又は認定新規就農者であること」の要件については、事前申請・事後申請とも、補助金交付申請時に認定済であることが必要です。

Q1-13 「No4」について、「収入保険」「施設園芸セーフティネット構築事業」「配合飼料価格安定基金」に関する「加入済であることを証明する書類又は具体的に加入手続きを進めていることが分かる書類」は具体的にどのようなものか？

- ・下記の書類をご提出ください。なお、提出が難しい場合は事前に事務局へご相談ください。
 - (1) 収入保険 … 「保険証書」の写し、又は「加入申請書」の写し 等
 - (2) 施設園芸セーフティネット構築事業
 - ①加入後の場合：「施設園芸用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知」（別紙様式第6号）の写し+別紙（積立金の内訳）の写し、又は、「事業計画の承認通知」の写し+別紙 「対象者名が分かる一覧表」の写し 等
 - ②申込中の場合：「施設園芸等燃油価格高騰対策事業実施計画及び省エネルギー等対策推進計画の（変更）承認申請について」（別紙様式第1号）の写し+別紙1（実施計画書）の写し+添付文書 事業参加者の一覧 等

※①・②とも別紙は本補助金の申請者の氏名の確認を目的とするため申請者以外の方の氏名などは隠した状態で提出すること。

 - (3) 配合飼料価格安定基金 … 「配合飼料価格差補てん数量契約書」の写し 等

Q1-14 「No5」において要件となっている「FSC認証取得」とは？

- ・「FSC認証」とは、適切な森林管理を認証する制度（FSC/Forest Stewardship Council：森林管理協議会）です。
- ・森林の管理を認証するFM（Forest Management）認証と、加工・流通過程の管理を認証するCOC（Chain of Custody）認証から成立しており、これを取得していることが要件となります。

Q1-15 「No5」の要件に「手続き中」である林業者は申請可能か？

- ・申請できません。取得後に必要資料を添付のうえ、申請いただくこととなります。
 - ・なお、FM認証（自伐林家）は管内の森林組合に相談し、9月中に必要な書類を揃えれば11月下旬頃、取得可能です。また、COC認証（事業体）は概ね3ヶ月で取得可能です。
- 【参考/提出書類】**
- ・FSC認証取得事業体/FSC登録認定書
 - ・FSC認証取得済林業者/所有森林がFSC認証林であることを証する書類の写し

Q1-16 個人事業主のうち、林業者について

- ・自ら市内に所有する森林の経営・整備及び伐採から搬出までを行っている方が林業者として対象となります。

2. 補助対象事業について

<p>Q 2-1 「事後申請」(No 1～6)を行った場合で、書類審査の結果、対象外の製品を購入していた場合はどうなるか？</p> <p>・補助金の対象とはならず、自己負担による購入となります。</p>
<p>Q 2-2 設置に関する付帯費用(輸送費、工事費等)も対象となるか？</p> <p>・対象となります。</p>
<p>Q 2-3 従来からあった機器類の撤去・処分費用は対象となるか？</p> <p>・対象となりません。 事前申請を行う場合、補助対象事業と見積書を分けて下さい。見積書を分けることが難しい場合は、撤去・処分費が分かる内訳書等を添付して下さい。</p>
<p>Q 2-4 安価な機器でも、複数購入することで補助金申請額の合計が補助下限額以上になれば申請可能か？</p> <p>・No 2～No 6いずれも申請可能です。</p>
<p>Q 2-5 事前申請で交付決定を受けた取組について、事業を安価に実施できたため、実績報告書の時点で補助額が補助下限額を下回ってしまったが、補助の対象となるか？</p> <p>・補助下限額の要件を満たさなくなるため、補助の対象外になります。なお、補助金の交付決定額に対し2割以上の減額となる場合は、実績報告の前に「補助事業変更承認申請書」(第7号様式)の提出が必要となります。</p>
<p>Q 2-6 省エネラベル等が掲載されているLED製品は、「No 3 設備更新・省エネ機器導入支援」の対象となるのか？</p> <p>・LED製品はすべて「No 2 LED等導入支援」で申請していただきます。「No 3 設備更新・省エネ機器導入支援」で申請することはできません。</p>
<p>Q 2-7 LED製品以外で省エネ効果が認められる製品にもかかわらず、対象外となる主な製品は？</p> <p>・以下の場合、対象外とさせていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 居住用のみ使用している居室等に設置する製品 (2) 環境性能に適合した自動車・自転車・バイク及び関連部品(電気自動車購入に関する補助金等が運用されているため) (3) 太陽光パネル、太陽熱利用設備、蓄電池等(売電等により、直接的な省エネ効果の判断が難しいため)
<p>Q 2-8 個人事業主で、自宅を事務所にしている。事業用と居住用の共用部分におけるLED化や空調機の設置等の取組は、補助の対象となるか？</p> <p>・この場合、事業用と住居用の共用部分については、事務室のみを補助の対象区域とします。なお、自宅建物内でも、事業専用で使用している部分であれば補助の対象区域になります。以下は考え方の一例です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事務所の玄関と自宅用の玄関が分かれており、事業専用で使用している玄関・廊下・事務室・トイレがある場合、その部分はいずれも補助の対象区域になります。 ②事務所の玄関と自宅用の玄関が1つで、居間を事務室として使用している場合、居間だけが補助の対象区域になります。他の共用部分は補助の対象区域になりません。
<p>Q 2-9 「No 4 農業用省エネ技術等導入」の具体例をもう少し教えて欲しい</p> <ol style="list-style-type: none"> ①保冷库 … 農業で使用するものであれば、対象となります。 ただし、施設と一体化したタイプ(壁に断熱材を入れて建物の一室を冷蔵室にする等)の場合、庫内に設置する機器のみ対象となります。壁や天井等、構造物とみなされる物は対象外となります。 ②CO2発生装置 … 対象となります。 ③側窓巻き上げ機 … 対象となります。 ただし、側窓の構成部材(単体で購入すると資材とみなされる物)は必要最低限のもののみ認め、破損に備えた部材等は対象外となります。

<p>④避雷器 … 単体では省エネ及びランニングコスト低減に資する機器ではないことから、対象外となります。</p> <p>⑤ドローン … 農業で使用するもの（肥料散布、農薬散布等）であれば、対象となります。</p> <p>⑥チップパー … 農業で使用するもの（老木を粉碎し、園地内に散布する等）であれば、対象となります。</p> <p>⑦煙霧機 … 農業で使用するもの（栽培施設内の防除等）であれば、対象となります。</p>
<p>Q 2-10 「No 6 水産業用省エネ技術等導入」の申請について正組合員が2人以上同じ船に乗っていた場合、乗っている船に対して人数分の補助が受けられるのか？</p> <p>・1艘（漁船保険で確認）に対して200万円の補助があるいは1人に対して200万円までが補助の上限となります。上限を超えなければ2人以上の申請をすることは可能です。</p>

3. 申請全般について

<p>Q 3-1 既に実施済の取組だが、申請できるのか？</p> <p>・事後申請の補助対象期間に実施したものであれば、事後申請が可能です。なお、本事業は、No 1～6のメニューにおいて、事前申請・事後申請ともに可能です。なお、No 7は概算申請のみとなります。</p> <p>・ただし、事前申請と事後申請では申請書の様式が異なります。事前申請と事後申請の両方を行いたい場合は、どちらかの申請を先に行い、補助金交付決定を受けてから、残りの申請を追加申請して下さい。</p>
<p>Q 3-2 郵送で申請する場合、申請受付期間内に郵便物が事務局へ届く必要があるのか？</p> <p>・郵送で申請する場合は、郵便局の消印が申請受付期間内であれば、事務局への配達申請受付期間を過ぎたものであっても申請を受け付けます。</p>
<p>Q 3-3 申請書を市役所や区役所の窓口へ持ち込んでも受け付けてもらえるのか？</p> <p>・本事業に関する問い合わせや申請の受付は、浜松市中小事業者等グリーントランスフォーメーション支援補助金事務局で一元的に行います。</p> <p>市役所や区役所の窓口では、申請の受付は行いませんので、ご了承下さい。</p> <p><浜松市中小事業者等グリーントランスフォーメーション支援補助金事務局> (住所) 〒450-8799 名古屋西郵便局 (〒430-8652 静岡県浜松市中区元城町 103-2) (TEL) 0570-059-055 (平日9:30～17:00 土・日・祝祭日、年末年始を除く)</p>
<p>Q 3-4 採択される基準は？</p> <p>・本事業では成果目標の設定やポイントに基づく採択等はありません。申請者及び申請内容が要件を満たしていることが確認され次第、予算の範囲内で順次採択されます。</p>
<p>Q 3-5 申請受付期間の翌日に事後申請をした場合、対象となるか。</p> <p>・対象外となります。</p>
<p>Q 3-6 対象製品の納品後にクレジットカードで支払を行った。預金口座からのカード会社の引き落としがまだ終わっていないが、実績報告書を提出してよいか。</p> <p>・実績報告書を提出可能です。</p> <p>本事業は、納品があり、クレジットカード払で支払を行った場合は、その時点で事業完了としますので、カード会社の引き落としが完了しているかどうかにかかわらず「事業実績報告書」を提出いただけます。ただし、クレジットカードの利用明細の提出が必要となります。</p>
<p>Q 3-7 対象製品の購入時に代金の一部をポイントで支払ったが、補助の対象となるか。</p> <p>・本事業は、補助対象経費の支払方法として、銀行引落、銀行振込、代金引換、コンビニ支払、クレジットカード払、現金払、電子マネーのいずれかとしています。仮想通貨、クーポン、クレジットカード会社等から付与された特典ポイント、金券、商品券（プレミアム付き商品券）のいずれかで支払った代金については、補助対象外となります。</p> <p>・代金の一部を補助対象外となる方法（特典ポイントによる支払等）で支払った場合は、その</p>

金額及び内訳が分かる書類を実績報告書に添付して下さい。

Q 3-8 【事前申請の場合】 1 件につき 300 万円以上（税抜）の製品等で、2 社以上の見積書の徴求が困難な場合は？

- ・やむを得ない理由がある場合（特注品である必要がある等）は、1 社分の見積書を添付して申請して下さい。

Q 3-9 【事前申請の場合】 交付決定後、購入する製品等の金額（補助対象事業費）が変わった場合の手続きは？

- ・補助額が補助金の交付決定額から変わらない場合や、補助金の交付決定額に対し 2 割未満の減額にとどまる場合は、手続き不要です。
- ・補助金の交付決定額に対し 2 割以上の減額となる場合は、「補助事業変更承認申請書」（第 7 号様式）の提出が必要となります。
- ・やむを得ない理由で補助対象事業費が増額し、交付決定額からの補助額の増額を希望する場合は、「補助事業変更承認申請書」（第 7 号様式）の提出が必要となります。ただし、予算の関係上、希望通りの増額が認められるとは限りません。事前に事務局へご相談下さい。

Q 3-10 【事前申請の場合】 申請受付期間を過ぎた後の補助事業変更承認申請は可能か？

- ・可能です。

Q 3-11 【事前申請の場合】 交付決定後、購入する製品等を変更したい場合の手続きは？

- ・購入する製品等を変更する場合は、原則として、事業中止届（第 12 号様式）を提出いただいた後、改めて交付申請を行っていただきます。
- ・購入予定の製品等が販売中止になった等、やむを得ない理由で購入する製品等を同等品に変えたい場合は、事前に事務局へご相談下さい。

Q 3-12 事後申請を見込んで発注し、その後、納品の遅延等により、補助対象期間内の「納品（設置）及び支払」が見込めなくなった場合はどうすればよいか？

- ・申請受付期間内に事前申請を行っていただきます。

4. 同時申請／追加申請について

Q 4-1 同一の申請者が、追加申請を行うことは可能か？

- ・可能です。

最初の申請で補助額が上限額に達しない場合、その申請の補助金交付決定日以降に、追加の申請が可能となります。

なお、N o 3～6のメニューについては、合計した補助額の上限が200万円となります。

Q 4-2 複数のメニューの申請を同時に行うことは可能か？

- ・可能です。

1枚の申請書で複数のメニューの申請を行うことができます。

- ・ただし、事前申請と事後申請では申請書の様式が異なります。事前申請と事後申請の両方を行いたい場合は、どちらかの申請を先にいき、補助金交付決定を受けてから、残りの申請を追加申請して下さい。

Q 4-3 追加申請や、複数のメニューの申請を行う場合の具体例は？

【例1】

1回目：A社がN o 1に基づき、有料エア漏れ点検診断(税抜30万円)を事後申請

→所定の審査後、N o 1の上限額である20万円の補助金交付決定を受け、20万円を受給。

2回目：1回目の補助金交付決定後、A社がN o 2に基づき、自社工場用感センサ

(10万円)を事前申請

→所定の審査後、10万円の補助金交付決定を受け、事業実施後に10万円を受給。

【例2】

1回目：B社がN o 3に基づき、自社工場用高性能ボイラ(税抜270万円)を事後申請

→所定の審査後、180万円の補助金交付決定(補助率2/3)を受け、180万円を受給。

2回目：1回目の補助金交付決定後、B社がN o 3に基づき、自社工場用高効率空調

(税抜60万円)を事後申請

→補助率2/3で補助額40万円となるが、既に180万円の補助を受けていることから、

N o 3～N o 6の補助額の上限200万円との差額20万円について補助金交付決定を受け、20万円を受給。

【例3】

1回目：N o 4の要件を満たすC社がN o 4に基づき、SS(税抜270万円)を事前申請

→所定の審査後、180万円の補助金交付決定(補助率2/3)を受け、事業着手。

2回目：1回目の補助金交付決定後、C社がN o 3に基づき、自社工場用高効率空調

(税抜60万円)を事後申請

→補助率2/3で補助額40万円となるが、既にN o 4で180万円の補助が決定していることから、N o 3～N o 6の補助額の上限200万円との差額20万円について補助金交付決定を受け、20万円を受給。

Q 4-4 1枚の申請書で複数のメニューを同時申請する場合、各メニューで重複する提出書類を1通で済ませることは可能か？

- ・可能です。

Q 4-5 追加申請を行う場合、以前の申請で提出済の書類を改めて提出する必要はないか？

- ・提出済の書類が追加申請の時点で有効であれば、改めて提出する必要はありません。

(例：住民票が追加申請の3か月以内に発行されていること、認定証や加入証の有効期間が追加申請時点で切れていないこと、等)

5. 支援メニューNo7(再エネ型電気契約)について

Q5-1 申請日(令和4年12月1日から令和4年12月28日)において再エネ型電気契約を締結している中小事業者が対象とのことであるが、例えば令和4年11月末時点で再エネ型電気契約から通常の電気契約に切り替えた場合、対象とならないのか。

- ・対象とはなりません。あくまでも申請日(令和4年12月1日から令和4年12月28日)において再エネ型電気契約を締結していることが要件となります。

Q5-2 そもそも「再生可能エネルギー」とは？

- ・エネルギー源として永続的に利用できることと認められたエネルギーのことで、(1)枯渇しない、(2)どこにでも存在する、(3)CO₂を排出しない、といった特色を有しており、太陽光・風力・水力・地熱・バイオマスなどが該当します。

Q5-3 「FIT制度(電気)」に由来する電気契約も対象となるか？

- ・対象とはなりません。
- ・なお、「FIT制度」とは「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のことで、太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスのいずれかで発電した電気を、電力会社が一定期間買い取れることを国が義務付ける制度のことで、電力会社が買い取る際、電気を利用する全ての人に毎月の電気料金と合わせて請求される「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を原資としていることから、「再生可能エネルギー」の対象外とされていることに起因します。

Q5-4 再エネ型電気契約以外の電気料金契約は対象とはならないのか？

- ・今後、国においても通常の電気料金契約に関する支援等が検討されていることもあり、今回は対象とはなりません。

Q5-5 再生可能エネルギー比率が100%ではない再エネ型電気契約も対象となるか？

- ・対象となります。

Q5-6 具体的にどの程度の支援金が交付されるのか？

【例】

- ・低圧電力契約により再エネ型電気契約を締結している中小事業者。
- ・令和4年3月7日に当該契約を締結。
- ・毎月の加算金相当額は4.4円。
- ・低圧電力の場合、上限額は264千円となる。

対象月	使用電気量 (kWh)	積算
令和4年4月(実績)	4,800kWh	4.4*4,800*1/2=10,560
令和4年5月(実績)	4,220kWh	4.4*4,220*1/2=9,284
令和4年6月(実績)	5,110kWh	4.4*5,110*1/2=11,242
令和4年7月(実績)	5,700kWh	4.4*5,700*1/2=12,540
令和4年8月(実績)	4,978kWh	4.4*4,978*1/2=10,951
令和4年9月(実績)	5,800kWh	4.4*5,800*1/2=12,760
令和4年10月(実績)	4,700kWh	4.4*4,700*1/2=10,340
令和4年11月(実績)	4,430kWh	4.4*4,430*1/2=9,746
令和4年12月(見込み)※	4,882kWh	4.4*4,882*1/2=10,740
令和5年1月(見込み)※	5,800kWh	4.4*5,800*1/2=12,760
令和5年2月(見込み)※	5,700kWh	4.4*5,700*1/2=12,540
令和5年3月(見込み)※	5,200kWh	4.4*5,200*1/2=11,440
計		134,903円

(注) 申請時点で使用電気量が確定している令和4年4月～令和4年11月までの補助額合計87,423円を指定された口座に支払います。令和4年12月～令和5年3月分の補助額は、申請日時点では見込みとして記載し、令和5年4月以降に使用電気量が確定した後に指定された口座に支払います。